

- 1 開催日時 令和4年7月19日(火)午後1時30分から午後3時25分まで
- 2 開催場所 新城市役所4階会議室4-3
- 3 議 事 (1) 第5回水道料金等審議会の質問事項等について
(2) 料金改定案の検討について
(3) 付帯事項の案について

第6回水道料金等審議会議事録

事務局

ただいまから第6回新城市水道料金等審議会を開催させていただきます。
会議録作成のため、録音させていただきますのでご了承ください。
会長から一言挨拶をお願いします。

会長

私は色々な経験の中で、折角会議に参加したのなら、一言ぐらいは発言しようよと言います。この審議会は、皆さんの元気が本当によく、意見がたくさんありますので、本当にありがたいです。

それに伴って、事務局の方には、一生懸命に説明をしてもらい、皆さんも勉強して、より有意義な会議にしていきたいと思います。以上です。

事務局

では、議題に入りたいと思います。ここからの進行を会長にお願いいたします。

会長

それでは議題に入る前に、本日の会議録署名者として、夏目委員さんと、井口委員さんをお願いします。

では、議題1の第5回水道料金等審議会の質疑事項等について、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

まず議題に入る前に、配布資料の確認をお願いします。

初めに式次第がありまして、その次に第5回水道料金等審議会質疑回答になりまして、料金改定案の説明資料があります。次に付帯事項の案で最後に料金改定案の資料が2枚になります。

それでは、第5回水道料金等審議会質疑回答について説明をします。

前回の質問が、四つありましたので、それについて回答させていただきます。

昔の携帯料金プラン（基本料金と従量料金をセットプラン）みたいな、料金形態に変えてみたらどうですかとの質問がありました。

回答として、検討を行いました。この料金プランを導入することにより、システム変更に伴う費用が発生することや、全ての契約者に変更契約してもらう必要が

あることから、膨大な事務量と労力が掛かります。今の人員では、とても対応が出来ないものと考えますので、対応は困難です。

また、契約水量を使い切れる方と使い切れない方で不公平が生じる可能性もあり、現在の従量料金の方が公平を保てると考えます。

次の質問です。新都市で接続口径別の表と接続口径には何世帯あって、その接続口径別の使用水量がどれだけあるものを出していただきたいとの質問がありました。

回答として、接続口径別の表と接続口径別の使用水量については、この後の料金改定案についてで、説明させていただきます。

次の質問です。使用水量の料金設定を細かく出来ないかとの質問がありました。

回答として、使用水量については、現在の10^m³毎ではなく、5^m³毎で30^m³までであれば可能ですが、システム改修が必要になり、費用が掛かります。詳細については、料金改定案についてで、説明させていただきます。

最後の質問です。広報紙に、議事録がアップされた際には、是非議事録がアップされたことを載せていただきたいとの質問がありました。

この回答として、広報誌は、作成するのに2ヶ月程要します。そのため、議事録アップの時期と、記事にタイムラグが出る可能性があります。そのことから対応が難しいものと考えます。

また、議事録は、事務局が日常業務を行いながら作成しているため、どうしても作成に時間を要します。そのため、議事録アップに時間を要しているのが現状です。

以上が回答となります。

会長

はい、ありがとうございました。

ここで、委員より新たな水道料金プランについて、説明したいことがあるということなので、説明をお願いしたいと思います。

～委員説明～

今回10分間の時間をいただけるということで、スライドを作成しました。少し精度が悪く、分かりづらい部分もあるかと思いますがお願いします。

今回、質疑応答の中で、費用が掛かるとか、あとは色々手間が掛かるとか、不公平があるという話ですが、今回の水道料金プランは、全ての水道料金プランを一律に変えるのではなく、新しいプランを望む方に対して、選択が出来ることを提案したいと考えています。

なぜ、この提案をしなければならないのかというと、この値上げの議論を何のためにしているのか。値上げは目的ではなく、手段であると考えます。その手段の理由を考えると、新都市水道事業をきちんと運営していく資金を確保するため、水道料金値上げの議論がされています。

まず資料1枚目ですが、一番上の必要経費というものは新都市が、水道の設備を

維持するために必要な費用を100とした場合、人口が100、そして、各家庭が出している水道料金を100、そして水道の使用量が100で、水の資源を100とした場合が、理想の状態であると言えます。

そのため、皆さんが普通に水を使い、その料金を算出して、支払っていただくことで、必要経費が賄えるようになり、水道事業において、理想的な状態であると言えます。

一番下の水資源に関しては、人口増加や水需要増加により、水資源が100ではないかもしれませんが、これを理想の状態であることを一つの仮定として100に設定させていただきました。

令和2年度に行った水道料金の値上げは何だったかということ、人口が減ったので、その分を水道料金に転嫁して、必要経費100を賄おうということで、実際には18%だったのを半分の9%値上げをして、次にどうしようかという話になっています。

その結果、人口が減った分だけ水資源が使われなくなり、余力が10%発生することになります。

この11%は何かというと、90%の水道料金で賄おうとした場合に、11%の値上げをすると、11%に90%を掛けると、必要経費が99.9%になるので、11%ぐらいが妥当だったとのことで、現在、水道料金が値上げされているということになります。この数字は現状とズレていません。

今回の水道料金の値上げは何かということ、値上げによって足りたと思われた必要経費が、実は税金の補充によって賄われていたので、20%足りません。今回税金の補充をやめるので、この部分を、水道料金に転嫁する議論がなされています。

この20%を賄おうとすれば、どうなるかということ、前回の水道料金値上げの金額に対して、25%の掛率をする。今回の料金改定案でもありますが、大体25%前後の値上げが必要ということで、今、水道料金改定案の検討されています。

ここまでで質問はありますか。

委員

水道事業を成り立たせるために、全て100%では成り立たないと思います。例えば、施設を維持管理していく費用とか。それが水道料金の中に含まれる意味合いであれば、成り立つかもしれないが、これだと資金がギリギリの状態なので、何かあった時には、水道事業として成り立たなくなるのではないかと。

委員

積立費も含め、必要としているお金を含めたものを100%としています。

委員

その考え方は、水道の使用料や、水資源についても同じ考え方ですか。

委員

水資源に関しても、新城市が供給できる水量を100%として仮定しています。

委員

皆さんが水道使用を今まで通り使ってくれば、水量が増えた分だけ水道料金は増えるので、この20%は補えるかもしれませんが、もし、一般家庭や事業主にこんなに払えないと出てきた場合に、何が起こるかという、節水の考え方が出てきます。

そうなった場合は、仮に今までの支出に合わせようとする、使用量を72%ぐらいに抑えなくてはならない。

今まで100m³使っていた家庭が、同じ支出金額だと72m³ぐらいしか使えなくなります。

さすがにこれは誇張し過ぎだろうという話になりますが、これには、人口減少と水道料金値上げの関係があります。

新城市の人口が10%減ると、料金は11%値上げをしなくてはいけなくなります。また、人口減少が20%減だと25%値上げ、30%減だと42%値上げということになります。

今の新城市人口44,000人に対して、月に50人ぐらい人口が減っているので、1年で600人減ることで仮定すると、大体7年後には、また10%ぐらいの値上げが必要になってきます。

これは複利になっているので、分母が減れば減るほど、この10%値上げしなければならぬ話がどんどん加速していきます。

また、生まれてくる人が減って、さらに結婚する人も減ってくると、市外から新城市に転居してくる人がいないと、人口増加に転じないということです。

そうなってくると、水道料金をこれ以上払えないということが現実味を帯びてきます。

水道事業は、人口減少することにより、破綻することを前提に、新しい水道料金プランを考えていなければなりません。

ここままで質問はありますか。

委員

確かに人口減少と、水道料金引き上げの関係はあるかもしれませんが、前回、審議会で話に出ましたが、人口は減少しているが、世帯数は増えているとのことでした。

契約は、世帯に対して基本料金がかかっているため、人口減少と世帯数を加味しないと、今までの話は成り立たないではないかと考えます。

委員

それに関しても、基本料をドカンと上げることもそうです。

今回の新水道料金プランの狙い及び骨子は、人口減少に歯止めがかからないと今後、水道事業は必ず破綻します。それは先ほどの説明で、私が思う部分です。

また、活用されてない水資源を活用し、水道料金の売上増加を図ることも考えました。水道料金の値上げを行えば、節水し使用水量が減るため、今よりも使われないう水が増えるため、その水を有効活用し、売り上げを確保しましょうという考え方はです。それは同時に、水道料金の負担増加を防ぎます。

水が使えないようになればなるほど、生活の質が低下し、貧しくなるので、それを防ぎたいです。

最終的には、私が勤めている会社は、水道料金が高いため、地下水を使い始めました。私も自宅に地下水を引いて、飲み水だけ水道にすることを検討しております。

前々回の審議会で会長が、沢の水がある家庭は水道水を使わない話がありました。水道料金が高くなればなるほど、水道水を使う理由がなくなることを後押しすることになり、井戸などの地下水を利用することで、水道水の利用者自体が減ってくるのではないかと思います。それを防止するために、今回の水道料金プランを考えました。このプランの狙いは、値頃感があり、市民が納得できることが骨子になっています。

今回、考えた水道料金プランは、基本料と使用水量10m³をセットし、販売をするものです。

利用者は10m³を使わなくても、セット料金を払います。それでは、10m³を超えた料金はどうかと言えば、11～20m³は、現在1m³132円ですが、この分に関しては、超過料金をいただくプランです。

買った水を上手く使った人はお得になりますが、それを超えた場合には高い水道料金を払わなくてはいけないシステムです。

例えば、10m³の半分、5m³しか使わない人であれば、10m³分買えば、その分安く使えるので、10m³使った生活をしようということになります。

超えた部分に関しては、水道料金は高くなるので、この中でうまく活用する考え方を基に、あらかじめニーズを買う考え方はです。

今回の料金改定案のように、一律に逦増制の場合には、一律で料金が上がるために、生活の質を落とすか、割り切って払うかの2択しかありません。

そのため、前回の審議会でありましたが、水を捨てるぐらいなら、たくさん水を買ってもらうために、その分値引きをして、売り上げに貢献することが出来ないかと新たな水道料金プランを考えました。

先ほども説明したように、このままでは水道事業は破綻するので、負担することが出来る利用者（主に事業主）は、経費で落とすことが出来たり、ランニングコストが掛からないようにすることで、今よりも多めに水を買って、結果的に安く済む方がいいよという利用者があるかもしれないし、或いは、節約志向の方が、安い水を買った方が得ではないかということで、新しいニーズを発掘できるのではないかと思います。

また、今の料金システムは逦増制なので、使えば使うほど高くなります。そうすると使わない方が得だという考え方が働いて、収入が急激に落ち込みやすくなる可能性があるため、値上げをするのではなく、買った水を有効活用するスタイルを新

たに提案することにより、新しいニーズを引き出して、それでさらに水道事業として売上を上げることが出来ると思います。

あと、今回一番大きいことですが、一般会計から補助金を引き揚げるということに関して、市民は抗えないことです。少なくとも私が知っている中では、水道料金を上げますと言って、市議に当選した人がいないので、そこに関しては、今回の水道料金プランを作ることによって、今回の料金改定案について、納得していないよと意思表示が出来る体制になればいいなということです。

今回の水道料金プランは、一律に水道料金プランを変更することではなく、このような新水道料金プランを用意できれば、市民も水道に向きあうことが出来るのではないかと考えました。

これで説明を終わります。

会長

ありがとうございました。

興味深い発表でしたが、皆さん、意見はありますか。

委員

いい案を出してくれたので、出来るかどうか検討の余地があると思います。

ライフスタイルの変化などを考えて、そういうことが出来るかどうか。一律に水道料金を上げるのはなくて、少しでも知恵を出し合って、よりよいものにしていくことが必要だと思います。

委員

今回の水道料金プランを面白いと感じました。一番最初に言われたように、今の水道事業の採算性を保っていくことがこの審議会の目的のため、そのためには、新しい料金システムを導入した時に、水道事業の経営状態がどうなるのか、予測ができるのかってことが見えてこないんです。

理論的には分かりますが、その辺の試算について事務局は出来ますか。

事務局

おっしゃる通りで、全てのお客様が、どのプランに加入するかが把握できないと試算することが不可能だと思います。

委員

その辺は、前提条件を設定するしかないと思います。

先ほど委員さんから説明があったように、料金が上がると、使われなくなる部分が、どのくらいあるのだろうか。

委員

前回、ここまで予定していたが、実際はこれしか使われなかったということは、

出ているのであれば、ある程度予測はできますね。それを基に前提条件設定が出来るのではないのでしょうか。

また、基本料金と従量料金10m³のセットプランを選択する人と、20m³のセットプランを選択する人で、前回料金引き上げ後に水道使用を控えた実績によって何とか導き出せないですか。

委員

私の考え方としては、10m³使っていた人が、例えば2割増えると売上は2割増えます。補助金が無くなっても、使用量が2割から3割増加すれば、ペイできるのではないかと考えます。

なので、10m³使っている人が、今回5m³毎の設定ができるということで、例えば15m³の契約をしてもらえれば、売り上げとしては2割から3割ぐらい増加します。それであれば、今の料金でもやっていけるのではないかという考え方です。

委員

水道料金の値上げをしなくてもいい考え方ですか。

委員

そうです。

会長

次に料金改定案で、使用水量などの説明があると思います。

委員

第5回水道料金等審議会質疑回答の中で、一番初めの質問で料金形態に変えてみるのはどうですか、との質問に対しての回答が対応は困難です。また、契約水量を使い切れる方と使い切れない方で不公平が生じる可能性もありますとの回答であると、今ここで話していることが自体が無駄になってしまいます。

市役所としては、今のリソースの中で対応できない。人員を減らしているので確かにそうだと思います。

しかしながら、将来この料金システムで水道料金の値上げをしていたら、委員さんのおっしゃられるとおり、水道事業は、かなり高い確率で破綻すると思います。

そうであれば、新たなシステムを構築していかなくてはいけないと思いますが、それをするのは、今のリソースでは出来ませんという話をされてしまうと、議論が前に進まなくなります。この部分で話している内容は机上の空論で、ずっと盛り上がって話をしたけれども、結局、最後は出来ませんでしたということで、最終結論が見えてしまいます。

本来、今のシステムが駄目だから、新しいシステムを考えて比較した時に、どちらがいいのかをまず決めてから、こちらがいいからやり方を考えましようとならないと、今のレスポンスの中で考えて、今のリソースでは出来ないからやはり出来ま

せんだと、ここで議論をしている意味がないような気がします。

その辺をどう理解すればいいのでしょうか。

会長

正直言って、これはある程度参考ということで、今後、これに対してやらなくてはいけないと思います。

しかしながら、せっかくいい案を作ったとしてもそれほど利用してないこともあります。

それと私たちの世代は、このコロナ禍でも余裕綽々の生活をされている方が多いです。

本当に、仕事がなくて困っている人達や、特に60歳以下の人たちはすごく大変だと思いますが、年金生活の方は、自分の孫や息子とかがシャワーをどれだけ使おうが、水道料金についてもあまり考えていない人も、ある程度います。

そういうことを全部を踏まえて考えないと、机上の空論になってしまいます。

だけど、すごく興味深い意見です。

今後、新城市の水道料金において、色んな面で有意義になるとは思います。

申し訳ないが、この諮問委員会として、具体的に進めていかないといけません。

委員

このような料金プランを提案することによって、市民の皆さん、どういう料金がいいのかなっていうことに目を向けていただきたいということです。

そこが争点にならない限り、今回の問題は、税金を引き揚げたから水道料金の値上げという意味合いが非常に強いので、本当にそう思って市議等に投票したのか、或いは、市民の皆さんは、水道料金の値上げをされて本当にいいのかということ判断するために、このような水道料金プランを提案をすることによって、今の行政や、予算を通す人達に目を向けていただきたいという思いがあるので、これをすぐ導入してくださいという話ではなくて、先ほどの水道料金プランであれば、本当に上げる幅が少なくても、済むよねという議論が起こって欲しいという意味合いが一番強いです。そこに関しては、私自身納得しております。

会長

私は色んな会議に参加していますが、概ね意見がなく、そのままシャンシャンで終わる場合が多いですが、こんなに色んな意見が出て、本当にありがたいです。

時間が押しておりますので、次の方に進まさせていただいてよろしいですか。

委員

新城市民に関心を持ってもらうとか、考えてもらうことは、無理だと思います。水道事業が破綻することは、目に見えているが、破綻する手前まで市民はあまり考えないと思います。特にお年寄りには、現状に十分満足しているからです。

今言われたように、毎年600人の人口が減っていて、合併した時に5万2,0

00人だったのが、16年後の現在、4万3,000人です。来月ぐらいには4万3,000人は切れると思います。

出生数は、3月に6人、4月に8人、5月に10人しか生まれていなくて、このままでいくと、同級生が市内全域合わせて100人いかないと思っていたけど、6月には17人と、少し回復しました。

去年生まれた子が130人だったか、150人ぐらいでした。同級生全員で新城市全域で150人ぐらいしかいないので、学校は、新城市全域で1校でいいんです。

あと、今生まれた子たちが小学校に入学する6年後は、同級生で150人の時代だから、新城市で小学校1校、中学校1校で十分やっていけます。

そんな状況なので、小学校と中学校の統廃合を考えてもらうのもいいと思いますが、それはなかなか難しいです。

もう一つ新城市が大変なのは、平均所得で愛知県54市町村のうちで新城市の平均所得はビリから4番だったのが、最近豊根村に抜かれて、ビリから3番になりました。

新城市は、愛知県の市では、唯一の消滅可能都市ですが、これだけ人口が減っていて、所得が低いから本当にそうなりそうな話です。

会長

人口は減っていますが、世帯数は増えているので、それを踏まえて、事務局から説明がありますので、料金改定案について説明をお願いします。

～事務局説明～

第5回水道料金等審議会の議題として、料金改定案の検討について行われました。それについて簡単に説明させていただきます。

水道事業は公営企業会計を適用し、一般会計などの税金等で事業を行う市役所で行う公的サービスとは異なり、地方公営企業法第17条の2で水道料金を主たる収入として独立採算により事業運営しなければならないとされています。

水道料金の収入不足額と水道料金に必要な改定率が分かる表です。令和2年度には水道収入9億4674万円に対して費用が11億6883万円掛かっており、料金収入不足額は2億2千万円程になっております。また必要な改定率も23.46%となっております。

水道事業の料金改定案として2案提示させていただきました。1案は、水道料金収入不足額から算出した収入不足金額を基本料金と従量料金の改定を行います。2案は、急激な水道料金引き上げは市民生活への影響が大きいため。水道料金収入不足金額の半分程度を基本料金のみでの改定を行うものです。

水道事業の料金改定案については、第4回審議会での意見を参考にして、料金改定案③と料金改定案④を作成しました。料金改定案③は基本料金を大幅に引き上げ、従量料金を引き下げ、料金改定率23%アップにて作成しました。料金改定案④は基本料金を大幅に引き上げ、従量料金を引き下げ、料金改定率11%アップにて作成しま

した。

令和3年度の決算が出ましたので、それを基に最新の収入不足額と必要な改定率を出しました。令和3年度決算では、水道収入9億6,629万円に対して、費用が1億1,263万円掛かっており、料金収入不足額は1億4,634万円になっております。また必要な改定率も15.14%になっております。

令和3年度決算を受けて、水道料金収入不足額が1億4,634万円に縮小し、水道料金改定率においても、改定率は15.14%となっております。その数字を基に料金改定案⑤を作成しました。料金改定案⑤については、基本料金を改定したのになります。

水道事業の料金改定案⑤になります。基本料金の改定を表のとおり行うことで、収入不足額を補うことができます。

料金改定案⑤の従量料金比較表になります。料金改定案⑤では従量料金は据置とします。

料金改定案⑤の東三河8市町村水道料料金比較表です。口径13mmをそれぞれの水量で2ヶ月使用した金額となります。

この表は水道料金比較表で、口径13mmで2ヶ月使用した場合をグラフに表したものです。

赤のグラフが現在の料金です。

オレンジのグラフが料金改定案①で収入不足額2億2千万円を基本料金と従量料金で上げたものです。

黄色のグラフが料金改定案②で収入不足額の半分程度を基本料金のみを上げたものです。

緑のグラフは料金改定案③で前回の審議会で従量料金を引き下げた方が良いとの意見を基に作成したもので、基本料金を上げ、従量料金を下げ、収入不足額の2億2千万円を上げた案です。

青色のグラフは料金改定案④で料金改定案③と同様で上げ幅を③案の半分程度にしたものです。

紫のグラフは料金改定案⑤で、令和3年度決算を基に基本料金のみを改定したものです。

前回審議会で質問がありました、新城市で接続口径別の表と接続口径には何世帯あって、その接続口径別の使用水量がどれだけあるものを出していただきたいとのことでしたので、資料を作成しました。また、使用水量の料金設定を細かく出来ないかとの話もありましたので、説明させていただきます。

この円グラフは口径別契約数及び契約割合を示したものです。新城市全体で19,263件中、口径13mmが83.98%を占めており、口径20mmを含めると97.87%となることから、一般家庭の利用が多いことが分かります。

この円グラフは、口径別の基本料金と基本料金の割合が分かる円グラフになっております。契約数ではほとんどの割合を占めていた口径13mmと口径20mmの基本料金収入は約8割になります。

このグラフは口径別の使用水量を表したものです。契約数の多い口径13mmが圧

倒的に多いですが、口径が大きくなるほど、使用する水量が増加します。

このグラフは口径別の従量料金を表したものです。契約数の多い口径13mmや口径20mmの従量料金は多いですが、口径40mm以上の使用水量101m³以上が多くなっております。これについては、法人利用が多いためです。

この円グラフは料金改定案①により増加したものを示したのになります。左の円グラフは従来の基本料金の割合を示し、右の円グラフは料金改定により増加する金額を示したものです。料金改定案①で基本料金は1億1千万円増加します。

このグラフは料金改定案①により、従量料金の増加を示したものです。左のグラフは、現在の口径毎の従量料金を示したものです。右のグラフは料金改定案①にて口径毎にどれだけ増加したかを示すものになります。これにより2億2千万円増加します。

この円グラフは料金改定案②により、増加したものを示したのになります。左の円グラフは従来の基本料金の割合を示し、右の円グラフは料金改定により増加する金額を示したものです。料金改定案②で基本料金は1億円増加します。

このグラフは料金改定案②で、従量料金の変更をしないため、基本料金のみ増加となります。そのため、料金改定案②では1億円ほど増加します。

この円グラフは、料金改定案③により増加したものを示したのになります。左の円グラフは従来の基本料金割合を示し、右の円グラフは料金改定により増加する金額を示したものです。料金改定案③で基本料金は3億3千万円増加します。

このグラフは、料金改定案③で基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるため、右のグラフは減少幅を示したものです。左のグラフは、現在の口径毎の従量料金を示したものです。右のグラフは料金改定案③にて口径毎にどれだけ減少したかを示すものになります。減少幅については、口径別従量料金に比例して下がります。料金改定案③により2億2千万円増加します。

この円グラフは料金改定案④により増加したものを示したのになります。左の円グラフは従来の基本料金割合を示し、右の円グラフは、料金改定により増加する金額を示したものです。料金改定案④で基本料金は2億2千万円増加します。

このグラフは料金改定案④は基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるため、グラフは減少幅を示したものです。左のグラフは、現在の口径毎の従量料金を示したものです。右のグラフは料金改定案④にて口径毎にどれだけ減少したかを示すものになります。減少幅については、口径毎従量料金に比例して下がります。料金改定案④により1億1千万円増加します。

この円グラフは料金改定案⑤により増加したものを示したのになります。左の円グラフは従来の基本料金割合を示し、右の円グラフは料金改定により増加する金額を示したものです。料金改定案⑤で基本料金は1億6千万円増加します。

このグラフは料金改定案⑤で、従量料金は変更しないため、基本料金のみ増加となります。そのため、料金改定案⑤では1億6千万円ほど増加します。

使用水量の料金設定を細かく出来ないかとの質問がありましたので、検討を行いました。

使用水量については、1～10m³、11～20m³、21～30m³の3段階の範囲

を5 m³毎の区切りにすることは可能です。

新たな使用水量として、1～5 m³、6～10 m³、11～15 m³、16～20 m³、21～25 m³、26～30 m³の6段階にすることは可能です。

この区分にした理由として、2ヶ月の一般的な家庭使用量は40～50 m³であることから、1ヶ月単位であれば30 m³までの範囲であれば効果が高いと判断したものです。

しかしながら、この料金設定をするのに、システム改修が必要となり、費用が発生します。

この表は、料金改定案①の従量料金表になります。使用水量を30 m³まで5 m³毎に区切ったものです。

料金については、1～10 m³毎まで88円を1～5 m³まで78円、6～10 m³まで98円に設定しました。

11～20 m³まで140円を11～15 m³まで130円、16～20 m³まで150円に設定しました。

21～30 m³まで197円を21～25 m³まで187円、26～30 m³まで207円に設定しました。

31 m³より多い使用水量の金額変更はありません。

この表は料金改定案①での13mm2ヶ月使用の比較表になります。使用水量を5 m³毎にしたことにより、2ヶ月10 m³使用で以前は3,322円でしたが、5 m³毎に料金設定することにより110円低い、3,212円となります。同様に2ヶ月使用で30 m³、50 m³でも110円低くなります。

しかしながら、2ヶ月20 m³使用では計算方法に違いがないため、金額に変更はありません。同様に2ヶ月40 m³、60 m³使用した場合も変更はありません。

この表は、料金改定案②の従量料金表になります。使用水量を30 m³まで5 m³毎に区切ったものです。

料金については、1～10 m³毎まで75円を1～5 m³まで65円、6～10 m³まで85円に設定しました。

11～20 m³まで120円を11～15 m³まで110円、16～20 m³まで130円に設定しました。

21～30 m³まで170円を21～25 m³まで160円、26～30 m³まで180円に設定しました。

31 m³より多い使用水量の金額変更はありません。

この表は料金改定案②での13mm2ヶ月使用の比較表になります。使用水量を5 m³毎にしたことにより、2ヶ月10 m³使用で以前は3,113円でしたが、5 m³毎に料金設定することにより110円低い、3,003円となります。同様に2ヶ月使用で30 m³、50 m³でも110円低くなります。

しかしながら、2ヶ月20 m³使用では計算方法に違いがないため、金額に変更はありません。同様に2ヶ月40 m³、60 m³使用した場合も変更はありません。

この表は、料金改定案③の従量料金表になります。使用水量を30 m³まで5 m³毎に区切ったものです。

料金については、1～10^m毎まで62円を1～5^mまで55円、6～10^mまで70円に設定しました。

11～20^mまで100円を11～15^mまで90円、16～20^mまで110円に設定しました。

21～30^mまで143円を21～25^mまで135円、26～30^mまで150円に設定しました。

31^mより多い使用水量の金額変更はありません。

この表は料金改定案③での13mm2ヶ月使用の比較表になります。使用水量を5^m毎にしたことにより、2ヶ月10^m使用で以前は4,488円でしたが、5^m毎に料金設定することにより77円低い、4,411円となります。同様に2ヶ月使用で30^m、50^mでも77円低くなります。

しかしながら、2ヶ月20^m使用では計算方法に違いがないため、金額に変更はありません。同様に2ヶ月40^m、60^m使用した場合も変更はありません。

この表は、料金改定案④の従量料金表になります。使用水量を30^mまで5^m毎に区切ったものです。

料金については、1～10^m毎まで62円を1～5^mまで55円、6～10^mまで70円に設定しました。

11～20^mまで100円を11～15^mまで90円、16～20^mまで110円に設定しました。

21～30^mまで143円を21～25^mまで135円、26～30^mまで150円に設定しました。

31^mより多い使用水量の金額変更はありません。

この表は料金改定案④での13mm2ヶ月使用の比較表になります。使用水量を5^m毎にしたことにより、2ヶ月10^m使用で以前は3,762円でしたが、5^m毎に料金設定することにより77円低い、3,685円となります。同様に2ヶ月使用で30^m、50^mでも77円低くなります。

しかしながら、2ヶ月20^m使用では計算方法に違いがないため、金額に変更はありません。同様に2ヶ月40^m、60^m使用した場合も変更はありません。

この表は、料金改定案⑤の従量料金表になります。使用水量を30^mまで5^m毎に区切ったものです。

料金については、1～10^m毎まで75円を1～5^mまで65円、6～10^mまで85円に設定しました。

11～20^mまで120円を11～15^mまで110円、16～20^mまで130円に設定しました。

21～30^mまで170円を21～25^mまで160円、26～30^mまで180円に設定しました。

31^mより多い使用水量の金額変更はありません。

この表は料金改定案④での13mm2ヶ月使用の比較表になります。使用水量を5^m毎にしたことにより、2ヶ月10^m使用で以前は3,530円でしたが、5^m毎に料金設定することにより110円低い、3,420円となります。同様に2ヶ月

使用で30m³、50m³でも110円低くなります。

しかしながら、2ヶ月20m³使用では計算方法に違いがないため、金額に変更はありません。同様に2ヶ月40m³、60m³使用した場合も変更はありません。

以前の審議会で話をしました、新たな収入確保案が出来ましたので、説明をさせていただきます。

今回新たな収入確保のため、開閉栓手数料の導入を検討しております。

この開閉栓手数料は、使用者等の開閉栓の依頼により、職員が現地に行って開閉栓作業を行うのに際し、1件あたり500円の手数料を徴収するものです。

開閉栓作業は、現地に行くまでの人件費と燃料代が掛かっており、その費用負担を利用者にお願いするものです。

近隣では、蒲郡市が導入しており、県内では春日井市が閉栓のみ手数料を徴収しております。

開閉栓手数料の導入については、開栓、閉栓ともに1件500円を想定しております。

令和3年度の開閉栓件数実績は、開栓1,675件、閉栓1,552件でした。

この表は、開閉栓の令和元年度から令和3年度の実績を示したものです。3年平均で開閉栓で3,200件となります。これを1件500円で計算すると160万円の増収となる見込みです。

この手数料を導入することにより、水道事業の収入増加を図っていきます。

これで説明を終わります。

会長

ありがとうございました。

今、新たに令和3年度の決算が出て、令和3年度の決算は調子が良くて、収入不足が1億5,000万円程に改善されました。

それで、令和2年度の料金回収率100%とするために必要な改定率は23%ぐらいでしたが、令和3年度の決算では料金回収率100%とするために必要な改定率15%ぐらいになったとの説明がありました。

それともう一つ、料金改定案①②③④⑤をしっかりと理解していただきたいです。あと新たな収入確保案として、利用者から依頼がある開閉栓作業について、人件費と燃料代がかかることから、それに対して利用者からお金を取る開閉栓手数料の説明がありましたが、これに対して何かご質問ありますか。

委員

私が考えたいのは、前回の審議会の中で、水道事業が儲かれば、民間がやっているはずだが、そうではないから公共でやっている話があったと思います。

ここで大事になるのは、誰に負担を求めていくかです。

ただその反面、新城市は、世帯数は増えたが、使用量の少ない人が増えたことにより、収入自体は増えていません。

逆に言えば、ぽつんと一軒家みたいところで、高いコストを掛けて水道を引い

たが、支払っている料金は少ないところもあります。

私は何度も言っていますが、本来のコストと見合わないところをどういう風に帳尻をつけるかと思えます。

使用水量を5 m³で区切っていく話になると、値段が変わることにより、より使わない方が得になっていく傾向が強くなるのではないかと思いますし、より使った人がより払うというシステムになってしまうと思います。

水道を使っただけの方に対して、やさしい水道料金システムになっていかないと、このまま人口は増えていかないと思うので、使用水量を5 m³で区切るのではなくて、今のままの10 m³単位の使用水量の方が、節水傾向になってしまった場合に5 m³で区切った場合に、売り上げが下がってしまうと思うので、使用水量を5 m³で区切ることにしては、私は反対です。

また、使用水量が少ない人でもある程度払わないといけないので、その点においても5 m³で区切ることは反対です。

会長

これについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務的な話にはなりますが、今の料金体系を約40年間やっておりまして、統計資料や年度間の比較など、様々な基礎データになっています。

5 m³刻みにすると、その基礎データの見直しや修正作業が必要になるという部分があり、5 m³刻みで移行の際には、事務負担が非常に増えることが予想されます。

会長

どうもありがとうございました。

委員

今回、料金改定案⑤をお示しいただいたってということで質問です。

この料金回収率が、令和3年度で86.85%に上がったことだと思いますが、前回資料時だと令和元年度は、料金回収率が74.95%で、低かったのですが、料金回収率は、それぞれの年度で色んな要因はあると思いますが、毎年、高い料金改定率で推移していけばいいのですが、年度によって色んな要因により、いい時もあれば落ち込む時もあることを見据えていくと、料金改定案⑤が本当にいいのかなと思います。

今回は令和3年度決算で、1億5,000万円の料金回収不足ということで、これから何とかやっけていこうとすると、料金を上げざるを得ないということは理解が出来ます。

それは受益者負担であり、水を使う人が使った分だけ払うのが当たり前ということであって、何でも負担が少なくすればいいという時代ではないです。

国全体を見れば、国の借金は一人名あたり、1,000万円近く負っているのを、

それを考えると、ある程度、理解してもらう必要があります。料金回収率は、当然事務局で、当然努力してもらわなければならないと思いますが、料金回収率を上げつつ、少なくとも、中長期で何とかなるだろうっていうぐらいの料金にするべきではないかと思います。

委員

料金回収率が、令和2年度と比較すると、令和3年度で約10%ぐらい上がっていますが、その具体的な努力が何であったのか聞かせていただきたいです。

事務局

前回の審議会で、事務局としては料金改定案③でいきたい話をさせていただきました。その後、上下水道部として、統一見解を話し合った結果、料金改定案③でいきたいとの部内統一見解となっております。

その後、令和3年度決算がまとまったというところで、参考として、今回の料金改定案⑤を出させていただきました。

今回委員さんが言われたように、令和3年度が好転している理由としましては、一つ目の要因として、愛知県から県営水道の水を購入しており、その基本水量の見直しを毎年行っていますが、1日当たり買うことができる水量設定条件を、限界まで下げたことにより、約1,200万円の削減となりました。

しかしながら、今年度、水が足りない時期がありました。現状限界まで下げてしまったので、今後、今の状態を維持できるかどうか、不透明な部分はあります。

二つ目の要因として、人件費が三名分減少したことにより約1,700万円の削減となっております。

しかしながら、これ以上の人員の削減は難しいものと考えております。

三つ目の要因として、昨年に基準外繰入金削減依頼があったことから、水道施設の草刈作業などを職員直営でやったことにより、約750万円の委託料の削減がありました。以上の3つが主な削減要因となっております。

現状、そのような状況下なので、経営としては、厳しい状況に変わりはありません。

委員

数字を見れば、料金回収率が上がりましたが、それだけでは分からない部分がありましたので、お聞きしました。

委員

今、費用は下げてもらったと思いますが、先ほど下げてもらった金額の合計より、令和2年度から令和3年度の削減額が少ないのはなぜですか。

事務局

大きな増加要因として、電気料金等の増加などがあります。

委員

今話を聞くと、令和4年度の電気料金等の費用は増加するのではないですか。

事務局

電気料金は、令和3年度と比較しても増加しておりますので、増加する可能性があります。

委員

令和3年度に3,650万円程努力して削減して、収入不足額が改善しているから、料金改定率15%でいいのかなと思います。

委員

もう十分細々とやっていると思います。

なぜかという、豊橋に比べて2倍も水道料金が高いからです。また、掛かる維持費はものすごく掛かっていますが、それでも費用を賄っていません。

令和元年に、使用水量が下がっていたので、その理由を事務局に聞いたところ、消費税が10%になり、料金が2%上がったためではないかとのことでした。

今回、物価がものすごく上がっていて、エネルギー代も上がり、最近では節ガスをしようという話もあります。さらに節水をする話になった場合、本当にこのままでいいのかとなれば、今よりさらに細々やるしかなくなります。

その中で、どうやって収入確保するのかといえば、私がさっき言ったように、捨てたり、使わない水があるのなら、その水を安売りしてでも現金に変えた方がいいのではないかというのが、意見の主題になります。

私は水道料金の値上げをすることで、水道事業を何とかしようという議論もいいんですが、このままでいいのかと、市民の尻に火をつけて回らなければならないという風に思っています。

当然、こういうことが問題だということをも市長は積極的に発信しないわけです。

また、このままでは水道行政は破綻しますよとは言えないわけです。

いつか、水道料金はこんな金額になりますよとも言えないわけです。

先ほど国民一人あたりの借金が1,000万円の話がありましたが、それは政府の借金なので、市民の借金でもなく、国民の借金でもない。

その借金は何に使われたかという、色んなことにバラまいているわけです。

私は、愛知県の水道を管轄してる職員と話をしましたが、この過疎地における水道問題に対して、このままではやばいぞと言っているのは、県職員さんだけです。

新城市議の中で、このままでは水道行政はやばいぞ、何とかしろって言う人は、聞いたことがありません。

私の知っている中では、市民の人たちが、過疎地を何とかしてくれよって言わない限り、行政、政治家も動かないわけです。

ここで、安易に水道料金の値上げをしてしまったら、ますます問題になりづらくなることの方が問題なので、その問題を明らかにして、どういう選択があるのだろうかの議論をするべきです。

国に対して上下水道部の人は、東三河の会議に出て、補助金に充てられる範囲を広げていただけないかということ、厚労省の方に要望をしているわけです。

安易に水道料金を上げるのではなくて、この問題をみんなに周知してもらって、黙って水道料金を上げていくのか、それとも、国や愛知県に何とかしてもらおうということで、働きかけるのかということ、巻き起こすには、この審議会でこのような話が出たからこそ、していくべきだと思います。

私は、安易に水道料金を上げる料金改定案に、真っ向反対させていただきたい。

会長

今後、この審議会のように、色んな意見が出て、大変だということを訴えていくのは本当に大事です。

しかしながら、今言われたように、みんなが大変だ、大変だとよく言っていただくけれども、そうすると全てのことが大変だ、大変だとばかりになってしまっていて、コロナ対策にしても、衛生関係の対策にしても、みんながみんな、大変だと思っていないです。ここに参加している人たちが大変だと言っているだけであって、県民の方、国民の方は、大変だということに、うんと言わないのが現実です。

私は色んな会議に参加しましたが、こんなに色んな意見が出る会議は、今まで経験したことがないため、すごいなと思いました。

私もみんなを引き連れて、色んな面で大変だ、大変だと言いたいのですが、事実として、なかなか市民、県民はこちらを見てくれません。

委員

今回質問の中にあつたように、広報ほのかの話についても、話は通りません。

電話応対の話もしました。内容としては、市役所職員の人たちにどんなに文句を言っても、変わらないよってということについても、話をさせていただきました。

市民がこれを問題だと思わない限り、動かないってことも事実で、気づいてる人達は、巻き添えしかないのかということ、やはり問題を包み隠すのではなくて、明らかになるような活動をしていかないと、結局、前回の料金改定みたいに苦しむのは、市役所職員さんになります。

私は、さっき言ったように、水道料金プランをお金を掛けてもいいので考えようとか、別の収入で水道料金に充てようとか、或いは、地方から法の改正をみんなで行こうかっていう流れを作らない限り、無理だと思います。

過疎地において、水道事業のルール自体が無理です。

私は料金回収率にこだわった、今回の料金改定案で水道料金の値上げをすることは反対です。

会長

ありがとうございます。

なるべく皆さんの意見を伺いたいです。これに対して、何か意見はありますか。

委員

委員さんが言われるのは、すごく分かります。

しかしながら、目先をどうするのか。今のままでいいかと言えば、それは許されなくて、水道事業として、何とか食いつないでいかなければなりません。そのための水道料金改定をやっていかないといけないです。

今、経営状態が厳しく、破綻してしまうだけの説明では、長いスパンで見た時に、その回答では何も見えてきません。

これをより多くの市民の人たちに理解してもらうためには、すごく難しいですが、ここで何も情報発信をしなければ、誰も分からない話です。

ここで1つ、事務局に聞きたいこととして、この審議会で市長に答申を出しますが、その答申は公になりますか。

例えば、水道料金改定をする。これには条例改正が必要です。この議会で、どんな水道料金改定案なのか、なぜこうするのかの説明を市議会議員に当然しなくてはいけない。その時に、審議会の答申内容は、公表されるものなのですか。

事務局

前回の答申を見ますと、まず、報道機関等、議会へ投げ込みを行いまして、あとホームページ上で掲載をしました。

委員

分かりました。

それと1つ情報発信ですね。

特に、議会への説明事項に該当しますが、この説明で、議員が受けとめやすいような、答申の仕方が必要だと思います。遠い将来を見据えた形での文章を、答申に盛り込むことが必要だと思います。そうしないと、委員さんが言っていることが、この場限りで消えてしまいます。

私は料金改定は必要だと思います。この料金改定案が必要であるとの答申を出します。ただし、これは今を凌ぐための料金改定です。長い目で見れば、新しい料金プランを、検討、研究して、実現していくことが必要ですとの内容を答申に盛り込んでいくことが必要だと思います。

会長

県議や市議さんに、あなたの水はどこから来ているか、知っていますかと聞きますが、誰も知りません。それが現実です。

皆さんも、どこをかって自分の家に水道水が来ているか、分からなかったと思います。今回、水道施設を見学していただいて、理解していただいたと思います。そのような第一歩で、水道施設の状況はどうであるかということ、議員さん

などに見ていただかないと、なかなか前に進みません。

今回、料金改正した諮問をする時には、水道施設等の状況は厳しい状況を説明するしかありません。

委員

今回、料金改正案を飲む代わりに、現状の状況になってしまった原因に関しては、何かしらの改善がなければ、本当に値上げ以外の手段が今後行われないうことが私にとって一番の不安です。

この経営状態を改善するための働き、取り組みがなかったとの回答もあったし、市民にも、何かしないと水道料金の値上げを阻めないし、遅らせることが出来ないというものをきちんと認知することが私の提案であり、水道料金の値上げ自体に反対はしません。

ただ、たくさん水道料金を上げれば、次の議論が起こるまでの期間が、遠くなるのが嫌なので、水道料金の値上げが反対ではなくて、次に水道事業が破綻しそうな期間を先延ばしすることが問題だと思います。

こういうことは、続けていかななくてはいけないので、今、必要な分だけ水道料金を上げることが私の要望です。

会長

ありがとうございました。

次の議題がありますので、進めさせていただきます。

議題3、答申の付帯事項について、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

付帯事項の案ということで、今までの審議会での意見を集約しました。

第3回水道料金等審議会での答申の付帯事項についての意見として、コンパクトシティの取り組みとして、総合支所の周りに人が集まれば、水道管は短くなり、施設の数も減らすことが出来るため、水道を安く供給することができ、また人口減少に対応出来る。

第4回水道料金等審議会での答申の付帯事項についての意見として、下水道事業のうち、農業集落排水事業については、市が合併浄化槽設置の補助金を出し、合併浄化槽への移行を進めた方が、ダウンサイジングの取り組みとしては理想である。

ツールド新城や新城ラリーなど市のイベントで、新城の水との企画を催し、そこで寄付を募ったり、クラウドファンディングなど、新たな財源を確保する。

この水道料金等審議会は、すごくいい意見が言われているので、意見を集約しておいて、それを具体化するために、今後話し合いの場を作る。その時には市長にオブザーバーとして参加していただく。

第5回水道料金等審議会での答申の付帯事項についての意見として、広報誌に、上下水道部は、漏水や台風など災害対応を行い、安全な水を送るように努力していることを掲載する意見がありました。

他に何か意見があればお願いします。

委員

前回、水道料金を上げた時に、ホームページではその記事は掲載されたと思いますが、広報誌で水道事業が厳しい状況だから、水道料金を上げますと掲載はされましたか。

事務局

広報誌にも料金改定しますと掲載しました。また、料金改定のチラシも各世帯に配布しました。

委員

なぜ、そのような質問をしたかという、今回審議会で話し合う中で、水道料金を上げざるを得ないと思われませんが、市民の方に何で水道料金を上げざるを得ないのか、その理由を周知し、納得していただくように努めていかなくてはならないと思います。

水道事業の収入不足が2億2千万円ほどあり、それには23%の料金改定をしないとペイ出来ないから、水道料金を上げるよと説明をしないと、市民は納得しないと思います。仮に水道料金を上げるから宜しくでは、絶対に無理です。

あと、難しいかもしれないけど、歳出をどうやって抑えることができるのか。今すぐ出来なくて、例えばコンパクトシティとかありますね。そういうことを考えながら、進めていって、削減できるように努力することが今後の取り組みとして大事だと思います。

そのような発信を広報誌とかでやっていただけると、市民の方に分かりやすいと思います。

委員

コンパクトシティの問題ですが、仮に答申に記載する時に気をつけなければいけないのは、あまりコンパクトシティを強調しすぎると、新城市という自治体を否定することになります。

新城市は経済効率が悪いから、近場の豊橋市と合併すべきではないかとの議論に、理屈としてはなりますので、ここは気をつけなければいけないです。

今は旧新城地区から見た、鳳来地区や作手地区で議論になっていますが、これを新城市と豊橋市で比べたらどうですか。豊橋市は水道料金はかなり安いです。それなら新城市は、豊橋市に吸収されればいいのかとの議論になりますので、このコンパクトシティの議論の仕方は、相当気をつけないといけなく、自己否定をすることになりかねません。

委員

一点いいですか。この審議会はあと何回ありますか。当初この審議会に参加した時に、9月議会に間に合わせるように、答申を市長に出す話でスタートしているは

ずです。

そうすると、最終がいつになり、そこに向けて、あと何回議論ができるのか。皆さんもまだ色んな意見があると思いますが、そこを確認したいです。

色んな意見があっても、結局のところ、水道料金をどうにかしないといけないという目的のために集まっていますので。

議会に上程した時に、市民の代表である市議会議員がどう判断するのかとなると、今回の料金改定5つの案の中で、それが通るのかどうかというところも含めて、あと何回あるのか教えてください。

委員

私もそう思います。以前の審議会で答申の提出を9月とか12月とかの話がありました。今後もコロナの影響がなく、審議会が正常に行えるのであれば、いつ頃を目途に答申の時期としますか。

会長

委員さんから、答申の提出時期について質問がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局

12月議会に上程することで考えますと、10月の第1週の早いうちには、答申を市長へ提出することになりますので、8月、9月に審議会を1回ずつ設けて、10月の早々には答申を提出する流れになるものと考えます。

会長

料金改正の諮問をして、それプラス付帯事項をどういった形で市民にアピールするのか。それを今後も考えていきたいと思っております。

委員

答えられる範囲でいいのですが、水道事業から一般会計からの繰入金を引き上げる理由は、具体的には何ですか。

委員

それは最初からの約束ではないのですか。合併前に3市町村の水道料金がバラバラであったため、料金を統一するために、段階的に上げる中で、採算が取れない時期があり、それを補填するためです。

事務局

令和4年6月検針分から完全に、旧簡易水道も旧新城市と同じ水道料金水準に合わせましたので、それをもって、一般会計からの基準外繰り入れをやめる話になっています。

委員

厚生労働省に電話して、得た回答は、補助金は原則ですが、入れたからといって指導をするだけで、それ以外は何もやっていませんとの話でした。

新城市は財源が厳しいので、新城市が生き残ってくためには、市外からお金を集めるかということが、すごく大事だと思っています。

そのためには、企画部に色んな提案をする話もしました。

委員

料金を上げることには、もちろん賛成です。市民で水道料金にあまり詳しくない人でも一番受け入れやすい、5 m³毎の細分化する料金体系が一番妥当だと思います。

あと、水道水の味が公平なのかどうかと思っています。例えば作手と新城でそういうことも考えてもらった方がいいと思います。

そうすれば、これからもおいしい水道水を作るので、水道料金値上げにご協力してくださいと言えます。

私は自宅の水道水で、お茶とコーヒーを入れました。そうしたら金属の味がしてまずかったです。普段はミネラルウォーターでお茶とコーヒーを入れるので感じませんでした。

今日、福祉会館で水をもらいましたが、変な味はしなかったのに、新城市の中で差があることを言いたいです。

何が言いたいかというと、水道水の味にもこだわることで、水道料金の方も考慮していただきたいと思っています。

会長

自宅までの配管で腐食していることも考えられるので、一概に水道水が新城市内で違うということないと思われまます。

時間もありませんので、次回に色んな面で徐々にまとめていきたいと思っています。

委員

あと8月、9月の2回の審議会開催で10月に答申を出すことでいいですね。そうなってくると、8月の審議会で大体の答申案を出し、それを揉んで9月審議会で結論を出して、10月答申提出のスケジュールを組んでいかないといけないと思いますので、よろしくをお願いします。

会長

料金改定案が①～⑤までありますが、前回審議会でも③案でいくよとの話でした。

今回、令和3年度の決算が出て、料金改定⑤案も皆さんに考えていただきたいとの話がありました。

今回は③案か⑤案で結論を出して、次の諮問に出すことでいかがでしょうか。

前回では、③案で納得していただいていたと思いますが、新しい決算が出ましたので、それに伴って⑤案でどうですかとの説明を受けました。

皆さんが色々な面で、今回、どういうふうに変ったらどうするこうするというふうに意見を言われましたので、次回の時にはもう一度、そういうときにはどうする、こういう時はこうするとの意見をお伝えして、最終的にはどちらにするかを決める形で、いかがでしょうか。

委員

③案で方向性が決まっているのであれば、③案にして、答申の付帯事項に時間を割いた方がいいような気がします。③案と⑤案で比較する必要があると思いますが。

会長

⑤案に対する意見として、電気代が高くなった場合など、状況が変わった場合に⑤案でいけなくなる可能性もありますので、基本的に③案で進めていく形でよろしいですか。

委員

先ほどは、令和3年度は、どうやって改善されたの説明を聞くと、特殊な事情があり、経常利益が出ましたが、令和4年度以降も、このまま続く保証はないという説明でした。

委員

世帯数が増えて収入は増えたかと思いますが、今後も世帯数が増える保証はありませんね。

事務局

前回の料金改定により収入は増加しました。

委員

③案でも⑤案でも令和4年度以降の収支見通しを見たいです。今後どのように推移するかを見極めたいです。

事務局

次回に③案と⑤案の収支見通しを準備します。

会長

付帯事項については、皆さんの意見がたくさん出ていますので、相当練った上で、市長に答申したいと思います。

会長

それでは、事務局の方から。次回開催予定について説明をお願いします。

事務局

次回開催予定ですが、8月22日月曜日を予定しておりますが、いかがでしょうか。

委員

都合が悪いので、日程を変更してほしいです。

事務局

8月19日金曜日でいかがでしょうか。都合の悪い人はいないですか。それでは、次回の審議会は8月19日金曜日の13時30分をお願いします。

会長

以上で審議会を終わります。ありがとうございました。